

職 発 0506 第 6 号

平成 28 年 5 月 6 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長

( 公 印 省 略 )

平成 28 年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等について

「平成 28 年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成 28 年政令第 213 号。以下「令」という。別添 1 参照。）が、平成 28 年 5 月 2 日付で公布され、同日から施行された。このため、平成 28 年熊本地震による災害について、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。別添 2 参照。）の規定の一部が適用されることとなった。具体的には、法第 2 条第 1 項の「特定非常災害」として平成 28 年熊本地震による災害が指定（特定非常災害発生日：平成 28 年 4 月 14 日）され、その被害者の権利利益の保全等を図るため、行政上の権利利益に係る満了日の延長（法第 3 条）及び期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置（法第 4 条）等を行うこととされた。

これを受けて、平成 28 年 5 月 6 日付で、厚生労働行政に係る法第 3 条第 1 項の措置の対象等を指定するため、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成 28 年 9 月 30 日とする措置を指定する件」（平成 28 年厚生労働省告示第 221 号。以下「指定告示」という。別添 3 参照。）を告示した。

これらに伴う職業安定行政に関する留意点等は下記のとおりであるので、この内容について御了知の上、関係者への周知など事務取扱いに遺憾なきを期せられたい。

なお、本件については、別添4のとおり内閣府政策統括官（防災担当）及び総務省行政管理局長から依頼があったことを申し添える。

## 記

### 第1 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置（法第3条）

#### 1 指定告示による満了日の延長（法第3条第1項・第2項）

##### （1）指定告示の対象範囲

令第2条により、平成28年熊本地震による災害に対し、法第3条の行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置を適用することとされ、法第3条第2項に基づき、指定告示により、厚生労働行政に係る当該措置の対象となる法第3条第1項の特定権利利益及び対象者が指定された。

職業安定行政に関するものは、次のとおりである。

#### ① 対象となる特定権利利益及び対象者は、次のとおりである。

対象となる特定権利利益	対象者
職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域（※1）内に有料の職業紹介事業を行う主たる事務所を有する者 （平成28年5月14日から同年9月29日までの間に許可の有効期間が満了する者に限る。）
職業安定法第33条第1項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	特定被災区域（※1）内に無料の職業紹介事業を行う主たる事務所を有する者 （平成28年5月14日から同年9月29日までの間に許可の有効期間が満了する者に限る。）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づく労働者派遣事業の許可	特定被災区域（※ 1）内に労働者派遣事業を行う主たる事務所を有する者 （平成 28 年 7 月 15 日から同年 9 月 29 日までの間に許可の有効期間が満了する者（※ 2）に限る。）
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 50 条第 1 項の規定に基づく障害者雇用調整金の支給	熊本県に主たる事務所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律第 74 条の 2 第 2 項の規定に基づく在宅就業障害者特例調整金の支給	熊本県に主たる事務所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律附則第 4 条第 3 項の規定に基づく報奨金の支給	熊本県に主たる事務所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律附則第 4 条第 4 項の規定に基づく在宅就業障害者特例報奨金の支給	熊本県に主たる事務所を有する者

（※ 1）特定被災区域とは、平成 28 年熊本地震に際し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域（熊本県、全市町村）である。更新されうるため内閣府防災情報のページ

（[http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)）を参照すること。

（※ 2）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 73 号）附則第 3 条第 1 項の規定により労働者派遣法第 5 条第 1 項の許可を受けたものとみなされる者が該当する。

② 当該措置による延長後の満了日は、平成 28 年 9 月 30 日である。

③ 指定告示による有料又は無料職業紹介及び労働者派遣事業の許可の満了日の延長の措置については、対象となる事業主は現在の許可証のもとで平成 28 年 9 月 30 日まで事業を継続することができる。平成 28 年 10 月 1 日以後、事業を継続する場合、同日付の許可更新が必要となり、有料又は無料の職業紹介事業については、30 日前の平成 28 年 8 月 31 日までに、労働者派遣事業については、3 か月前の平成 28 年 6 月 30 日までに、許可更新の申請を行うものとする。

④ 障害者雇用調整金、在宅就業障害者特例調整金、報奨金及び在宅就業障害者特例報奨金の対策については、別添 5 のとおり、5 月 6 日付けで独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長宛てに通知しているので、別添 5 の内容を御了知いただくとともに、事業主から照会があった際には、別添 5 の内容を説明した上で、必要に応じて事業主から独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に照会していただくよう御対応いただきたい。

## 2 職業紹介事業及び労働者派遣事業における個別の満了日の延長（法第 3 条第 3 項）

① 法第 3 条第 3 項により、指定告示により指定された特定権利利益及び対象者以外であっても、特定非常災害の被害者から、特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出があったものについては、平成 28 年 9 月 30 日までの期日を指定して個別にその満了日を延長することができる。

② このため、特定被災区域に主たる事務所を有さない有料又は無料の職業紹介事業並びに労働者派遣事業の事業主から、上記の措置の申出があった場合には、本省において、個別の事情を勘案して、許可を延長することとするため、各労働局において、特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面による満了日の延長の申出があった場

合、当該書面を本省に送付されたい。

## 第2 期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置（法第4条）

### （1）法第4条の措置

令第2条により、平成28年熊本地震による災害に対し、法第4条の期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置を適用することとされ、当該免責に係る期限は、平成28年7月29日とされた。

このため、平成28年4月14日から平成28年7月28日までの間に法令に規定されている履行期限が到来する義務については、平成28年熊本地震による災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかった場合において、当該義務が平成28年7月29日までに履行されたときは、当該義務が平成28年熊本地震による災害により履行されなかったことについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任は問われない。

当該措置は、全国の区域について、平成28年熊本地震による災害による場合に適用される。

職業安定行政に関するものは、別添6のとおりである。

平成28年熊本地震による災害に起因して義務を履行することができないか否かの判断においては、主たる事務所が被災地にある場合のほか不履行に係る理由が合理的なものである場合（資料の保管が被災地でなされている場合など）は災害によるものと判断する。

なお、本取扱は本来の義務の免除、履行期限の延長を行うものではないことに留意されたい。

その他、判断に疑義がある場合は、適宜、本省に相談されたい。

担当連絡先

【第1の職業紹介事業及び労働者派遣事業並びに

第2のうち別添6の2～6に関する事項】

派遣・有期労働対策部 需給調整事業課

新平、藤原（内線5745）

【第2のうち別添6の1に関する事項】

派遣・有期労働対策部 外国人雇用対策課

伊藤、大塚 (内線5642、5773)

【第1のうち障害者雇用調整金等に関する事項

及び第2のうち別添6の7～16に関する事項】

雇用開発部 障害者雇用対策課

木原、松本、宮北 (内線5855、5831)

【第2のうち別添6の17～23に関する事項】

雇用保険課

大宮、徳永 (内線5346、5752)

【第2のうち別添6の24、25に関する事項】

雇用開発部 高齢者雇用対策課

広瀬、山下 (内線5819、5824)